

別紙 1

(賃貸借（リース）－車両)

仕様書

菊川総合支所市民生活課庁用自動車（電気自動車）賃貸借業務の仕様については、次のとおりとする。

1 納入場所及び台数

別紙 2 車両仕様書のとおり

2 車両の仕様等

別紙 2 車両仕様書のとおり

3 内容

(1) 契約期間 契約締結日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日まで

(2) 賃貸借期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日まで（6 0 月）

(3) 納入期限 令和 9 年 2 月 1 日

納入が遅延する場合は、納入日までの間、代車での対応とする。代車は、電気自動車又はハイブリッド自動車とするが、これらでの対応が困難な場合はガソリン車でも可とし、代車提供に係る費用は全て賃貸借料金に含む。

(4) 賃貸借料

賃貸借料には、次のものを含むこととし、その支払いは、月払いとする。

☐登録納車費用

☐リサイクル料金

☐自動車税

☐自動車重量税

☐自動車損害賠償責任保険

☐任意保険（種類：一般車両保険（免責 0 円）、対人損害賠償：無制限、対物損害賠償：無制限、人身傷害保険：無制限、代車特約：日額 5,000 円以上、ロードサービス対応）

☐車検整備（継続検査、定期点検整備及びこれに伴う整備を含む。）

☐法定定期点検整備（これに伴う整備を含む。）

☐代車提供

☐消耗・摩耗・亀裂等によるタイヤ交換（必要に応じて行うこと。）

☐夏用タイヤと冬用タイヤの交換（年 2 回）

☐自然消耗によるバッテリー（メイン・補助）の交換（必要に応じて行うこと。）

☐メンテナンス料

☐一般修理（消耗品・摩耗部品の交換及び故障修理）

☐納入時の搬入費用及び賃貸借期間が終了したときの搬出費用

別紙 1

(賃貸借（リース）－車両)

4 契約の方法

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間に係る予算措置が当然に保証されるものではなく、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の本契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。ただし、本契約を変更し、又は解除したことにより損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

5 下関市暴力団排除条例による措置

別記1「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

6 その他

- (1) 本物件はメンテナンスリースとし、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約を締結する。ただし、本物件の所有者はリース事業者とし、下関市は本物件の使用となる。
- (2) 納入時に、納入場所にて菊川総合支所市民生活課職員が検品を行う。
- (3) 車検整備、法定定期点検整備及び修理の際の代車は、電気自動車又はハイブリッド自動車とするが、これらでの対応が困難な場合はガソリン車でも可とする。

車両仕様書

発 注 課 : 菊川総合支所市民生活課

納 入 場 所 : 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1 下関市役所菊川総合支所

台 数 : 1台

リースの種類	メンテナンスリース
本体	
年式	令和8年式以降新車
車種等	軽四輪貨物自動車(箱型)
台数	1台
乗車定員	4名
燃料	電気
バッテリー	20kWh以上
一充電走行距離	180km以上
装備	電動パワーステアリング エアコン パワーウィンドウ(フロントドア) エアバッグ(運転席・助手席) 後席両側スライドドア ABS 集中ドアロック キーレスエントリー サンバイザー(運転席・助手席)一式 普通充電ポート 急速充電ポート タイヤ応急修理キット又はスペアタイヤ及び工具 AM/FMラジオ
塗装色	ホワイト系又はシルバー系
全長	3,395mm以上
全幅	1,475mm以上
全高	1,960mm以下
付属品	フロアマット(前・後席各一式) 荷室マット サイドバイザー(前・後席各一式) 停止表示板一式 ドライブレコーダー(前後録画対応) バックモニター 一式 充電ケーブル7m以上(コントロールボックス付、AC200V・15A) 冬用タイヤ、ホイール付(必要数)
予定走行距離	月間 300km程度を予定
その他	・ドライブレコーダー設置のステッカーを貼ること。 ・テレビが受信できないもの又は受信できないよう措置されていること。 ・標準装備されているものを、あえて取り外さないこと。 ・夏用タイヤと冬用タイヤの交換。 ※年2回。タイヤは菊川総合支所市民生活課が保管する。

別記 1

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。